

糸島市、国立大学法人九州大学、セトル株式会社、株式会社西日本シティ銀行、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスによる地域の国際化に関する協定書

糸島市、国立大学法人九州大学、セトル株式会社、株式会社西日本シティ銀行及び株式会社西日本フィナンシャルホールディングス（以下、「五者」という。）は、糸島市内における地域の国際化に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、国立大学法人九州大学の留学生や外国人研究者（以下「留学生等」という。）を地域に温かく受け入れ、国際交流、国際教育、国際理解等を促進し、地域の国際化を図ることを目的とする。ただし、留学生等には、地域の国際化に協力する日本人学生を含む。

（連携協力項目）

第2条 五者は、前条の目的を達成するため、それぞれの持つ経営資源を積極的に活用し、次の事項について連携協力を行う。

- (1) 留学生等の住居整備に関すること
- (2) 留学生等の短期滞在施設整備に関すること
- (3) 留学生等の生活支援に関すること
- (4) 留学生等と地域との連携・交流促進に関すること
- (5) 情報発信に関すること
- (6) その他、上記目的達成のために、五者が必要と認める事項

（連携協議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、定期的に五者の連携に関する協議を行う。

2 五者は、前項の協議の運営に必要な事項を別途定め、連携協議を開催する。

（秘密の保持）

第4条 五者は、本協定により提供され秘密である旨指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、これを厳密に取り扱うものとし、秘密情報を開示する当事者の同意がある場合、又は法令による開示を求められたものである場合を除き、第三者に開示し、又は目的以外に使用してはならない。

2 五者は、秘密情報について、善良なる管理者の注意を持って管理し、保管しなければならない。

3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後又は解約後も、なおその効力を有するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から平成34年3月31日までとする。ただし、五者に異議がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議等）

第6条 本協定の具体的事項の実施及び本協定書に定めのない事項については、五者の協議により決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月30日

糸島市長

月形祐二

国立大学法人九州大学総長

久保千春

セトル株式会社代表取締役社長

一尾泰嗣

株式会社西日本シティ銀行取締役頭取

谷川浩道

株式会社西日本フィナンシャルホールディングス代表取締役社長

谷川浩道